

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。
（本則関係）

第二 この政令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行すること。
（附則関係）